

第2期中期目標期間終了時における検討について（案）

1 趣 旨

地方独立行政法人法第79条の2第1項の規定により、設立団体の長（秋田市長）は、公立大学法人秋田公立美術大学の中期目標の期間の終了時までには、法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとされている。また、同条第2項の規定により、その検討に当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。

○ 地方独立行政法人法（抄）

（中期目標の期間の終了時の検討の特例）

第79条の2 設立団体の長は、評価委員会が公立大学法人について中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、当該公立大学法人に係る中期目標の期間の終了時までには、当該**公立大学法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討**を行い、その結果に基づき、**所要の措置**を講ずるものとする。

2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、**評価委員会の意見**を聴かなければならない。

3 設立団体の長は、第1項の検討の結果及び同項の規定により講ずる措置の内容を公表しなければならない。

2 検討方法等（各規定に対する考え方）

(1) 法人の業務を継続させる必要性等の検討および所要の措置

公立大学法人秋田公立美術大学は、中期目標期間の終了時に見込まれる業務の実績の評価や各年度の業務実績評価から、第2期中期目標を達成する見込みであるため、引き続き、同法人に業務を継続させることが妥当と認められる。

また、第3期中期目標の策定を通じて「組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討」を行うことになるため、第3期中期目標の策定をもって第1項に規定する「検討」とし、11月市議会での議決後に、当該目標を法人に指示することをもって「所要の措置」とする。

(2) 評価委員会の意見聴取

第3期中期目標の策定を通じ、法人の組織および業務の全般についてご意見をいただくことをもって、第2項に規定する評価委員会からの意見聴取とする。

【参考】第2期中期目標期間における秋田市公立大学法人評価委員会による評価

令和4年度に実施した中期目標期間の終了時に見込まれる業務の実績において、すべての項目が「A（中期目標を達成する見込みである）」以上と評価されている。また、令和5年度の年度別評価（案）でもほぼすべての項目が「A（年度計画を順調に実施している）」と評価されている。

評価項目	年度別評価結果					見込評価 (R4実施)
	R元	R2	R3	R4	R5(案)	
第2 教育の質の向上に関する目標を達成するための措置	—	—	—	—	—	
1 教育に関する目標を達成するための措置	A	A	A	A	A	A
(1-1) 教育内容の充実（学士課程）	A	A	A	A	A	A
(1-2) 教育内容の充実（大学院課程）	A	A	A	A	A	A
(2) グローバル人材の育成	A	B	A	A	B	A
(3) 教育の質の向上	A	A	A	A	A	A
(4) 学生確保の強化	A	A	A	A	A	A
2 学生への支援に関する目標を達成するための措置	A	A	A	A	A	A
(1) 学習支援の充実	B	A	A	A	A	A
(2) 生活支援の充実	A	A	A	A	A	A
(3) 進路支援の充実	A	A	A	A	A	A
(4) 総合的な支援体制の整備	A	A	A	A	A	A
第3 研究の質の向上に関する目標を達成するための措置	—	—	—	—	—	
1 研究に関する目標を達成するための措置	A	A	A	A	A	A
(1) 研究水準の向上	B	B	A	A	A	A
(2) 研究支援体制の充実	A	A	A	A	A	A
第4 社会連携の充実に関する目標を達成するための措置	—	—	—	—	—	
1 社会連携に関する目標を達成するための措置	A	A	A	A	A	A
(1) 地域社会への貢献	A	A	A	A	A	A
(2) 産学官連携の推進	A	A	S	S	A	S
(3) 他大学等との連携	A	B	A	A	A	A
第5 国際交流の展開に関する目標を達成するための措置	—	—	—	—	—	
1 国際交流に関する目標を達成するための措置	B	C	A	A	B	A
(1) 海外との交流機会の拡充	B	C	A	A	B	A
第6 業務運営の改善および効率化に関する目標を達成するための措置	—	—	—	—	—	
1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置	A	A	A	A	A	A
(1) 機動的・効率的な業務運営	A	A	A	A	A	A
(2) 教職員の協働	A	A	A	A	A	A
(3) 監査制度の充実	A	A	A	A	A	A
2 人事の適正化に関する目標を達成するための措置	A	A	A	A	A	A
(1) 人事制度の運用と人材育成	A	A	A	A	A	A
3 事務等の効率化に関する目標を達成するための措置	A	A	A	A	A	A
(1) 事務処理の効率化	A	A	A	A	A	A
第7 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置	—	—	—	—	—	
1 外部研究資金その他自己収入の確保に関する目標を達成するための措置	A	B	B	A	A	A
(1) 外部資金等自己収入の確保	A	B	B	A	A	A
2 経費の効率化に関する目標を達成するための措置	A	A	A	A	A	A
(1) 安定的な財政運営	A	A	A	A	A	A
3 資産の運用管理に関する目標を達成するための措置	A	A	B	B	A	A
(1) 施設および知的財産の有効活用	A	A	B	B	A	A
第8 自己点検および評価ならびに情報公開に関する目標を達成するための措置	—	—	—	—	—	
1 評価の充実に関する目標を達成するための措置	A	A	A	A	A	A
(1) 評価の充実	A	A	A	A	A	A
2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置	A	A	A	A	A	A
(1) 情報公開等の充実	A	A	A	A	A	A
第9 その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置	—	—	—	—	—	
1 施設設備の整備に関する目標を達成するための措置	A	A	A	A	A	A
(1) 施設設備の整備	A	A	A	A	A	A
2 大学支援組織等との連携に関する目標を達成するための措置	A	A	A	A	A	A
(1) 同窓会・後援会との連携強化	A	A	A	A	A	A
(2) 地元企業等との連携	A	A	A	A	A	A
3 安全管理に関する目標を達成するための措置	A	A	A	A	A	A
(1) 安全管理体制の確立	A	A	A	A	A	A
(2) 危機管理体制の充実	A	A	A	A	A	A
(3) 情報セキュリティの強化	B	A	A	A	A	A
4 人権擁護・法令遵守に関する目標を達成するための措置	A	A	A	A	A	A
(1) 人権の尊重	A	A	B	A	A	A
(2) 法令遵守	A	A	A	A	A	A